

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>【本編】 I 基本的考え方 I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点事項</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 経営管理（ガバナンス） リスク管理及び法令等遵守を確保する責任は、第一義的には経営陣にあり、経営陣により堅牢な内部統制（インターナルコントロール）組織（内部管理態勢）の構築がなされているかどうかガバナンス評価の基本となる。 組織が巨大で、国際的にも業務展開しているケースも多い主要行等の経営管理（ガバナンス）の検証に特に重要な着眼点として、①内部監査等の相互けん制機能の重要性、②社外取締役等の外部人材等の活用、③コーポレートガバナンスの新たな形態である<u>委員会設置会社</u>に対する取扱い等を明確化した。</p>	<p>【本編】 I 基本的考え方 I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点事項</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 経営管理（ガバナンス） リスク管理及び法令等遵守を確保する責任は、第一義的には経営陣にあり、経営陣により堅牢な内部統制（インターナルコントロール）組織（内部管理態勢）の構築がなされているかどうかガバナンス評価の基本となる。 組織が巨大で、国際的にも業務展開しているケースも多い主要行等の経営管理（ガバナンス）の検証に特に重要な着眼点として、①内部監査等の相互けん制機能の重要性、②社外取締役等の外部人材等の活用、③コーポレートガバナンスの新たな形態である<u>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>に対する取扱い等を明確化した。</p>
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ-1 経営管理（ガバナンス） Ⅲ-1-2 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（委員会設置会社にあつては取締役会、監査委員会等）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。</p> <p>また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性に鑑み、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ-1 経営管理（ガバナンス） Ⅲ-1-2 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては取締役会、監査委員会等、<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては取締役会、監査委員会等）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。</p> <p>また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性に鑑み、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役（<u>指名委員会等</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>社にあっては銀行の常務に従事する取締役及び執行役）及び監査役（委員会設置会社にあっては監査委員）には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>（中略）</p>	<p>設置会社ににあっては銀行の常務に従事する取締役及び執行役）及び監査役（<u>指名委員会等設置会社にあっては監査委員、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員</u>）には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>（中略）</p>
<p>Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合</p> <p>（中略）</p>	<p>Ⅲ－１－２－１ <u>監査役会</u>設置会社である銀行の場合</p> <p>（中略）</p>
<p>Ⅲ－１－２－２ 委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>（注）委員会設置会社である銀行については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的には、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うこととなる。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）監査委員会等</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。</p> <p>監査役設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査委員会をサポートする体制が整備されているか。</p> <p>（中略）</p>	<p>Ⅲ－１－２－２ <u>指名委員会等</u>設置会社である銀行の場合</p> <p>（注）<u>指名委員会等</u>設置会社である銀行については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的には、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うこととなる。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）監査委員会等</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。</p> <p><u>監査役会</u>設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査委員会をサポートする体制が整備されているか。</p> <p>（中略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
(新設)	<p>Ⅲ－１－２－３ 監査等委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>(1) 代表取締役</p> <p>① <u>法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。</u></p> <p>② <u>代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。</u></p> <p>③ <u>代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。</u></p> <p>④ <u>代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査等委員会による監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。</u> <u>また、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。</u></p> <p>⑤ <u>代表取締役は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会による監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。</u></p> <p>⑥ <u>代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を行内外に宣言しているか。</u></p> <p>(2) 取締役及び取締役会</p> <p>① <u>取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</u></p> <p>② <u>社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、銀行との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
	<p><u>関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u> <u>また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。</u></p> <p>④ <u>取締役会は、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取組み、全行的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。</u></p> <p>⑥ <u>取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。</u></p> <p>⑦ <u>取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、行内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。</u></p> <p>⑧ <u>取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。</u></p> <p>⑨ <u>取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監査等委員会による監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
	<p><u>に積極的に取り組んでいるか。</u> <u>また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</u> <u>さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。</u></p> <p>⑩ <u>取締役は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会による監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査等委員である取締役の選任議案を決定するに際し、監査等委員としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、監査等委員である社外取締役が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。</u> <u>さらに、監査等委員である社外取締役が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。</u></p> <p>⑪ <u>法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。</u></p> <p>⑫ <u>取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。</u></p> <p>⑬ <u>銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。</u> <u>イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u> <u>銀行法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、銀行業務の健全</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
	<p><u>かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。</u></p> <p>ロ. <u>十分な社会的信用</u></p> <p>a. <u>反社会的行為に関与したことがないか。</u></p> <p>b. <u>暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u></p> <p>c. <u>金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p> <p>d. <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p> <p>e. <u>過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u></p> <p>f. <u>過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u></p> <p>g. <u>過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u></p> <p>(3) <u>監査等委員会</u></p> <p>① <u>監査等委員会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</u></p> <p>② <u>監査等委員会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。</u></p> <p>③ <u>監査等委員会は、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
	<p><u>監査役会設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査等委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査等委員会をサポートする体制が整備されているか。</u></p> <p>④ <u>監査等委員会は、取締役が株主総会に提出する監査等委員である取締役の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。</u></p> <p><u>特に監査等委員である社外取締役については、銀行との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証しているか。</u></p> <p>⑤ <u>銀行の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第7条の2に掲げる「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のよう</u> <u>な要素が適切に勘案されているか。</u></p> <p><u>イ. 銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u></p> <p><u>内部統制システムの構築・運用の状況を監視及び検証し、内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、積極的な役割を果たすに足る知識・経験、その他独立した立場から取締役の職務を監査することにより、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。</u></p> <p><u>ロ. 十分な社会的信用</u></p> <p><u>a. 反社会的行為に関与したことがないか。</u></p> <p><u>b. 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。</u></p> <p><u>c. 金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p> <p><u>d. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
	<p><u>e. 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。</u></p> <p><u>f. 過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。</u></p> <p><u>g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。</u></p> <p><u>（４）管理者（営業店長と同等以上の職責を負う上級管理者）</u></p> <p><u>① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。</u></p> <p><u>② 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、相互けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。</u></p> <p><u>（５）内部監査部門</u></p> <p><u>① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、各金融機関を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</u></p> <p><u>② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</u></p> <p><u>③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び監査等委員会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。</u></p> <p><u>（６）外部監査の活用</u></p> <p><u>① 実効性ある外部監査が、銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>(注) 以下、本監督指針においては、原則として監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、委員会設置会社である銀行の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</p>	<p><u>不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。</u></p> <p>② <u>外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。</u></p> <p>③ <u>関与公認会計士の監査継続年数等、適切に取り扱われているか。</u></p> <p>(7) <u>監査機能の連係</u> <u>外部監査機能と内部監査部門又は監査等委員会の連係が有効に機能しているか。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(注) 以下、本監督指針においては、原則として監査役会設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、<u>指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社</u>である銀行の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</p>
<p>Ⅲ－１－３ 監督手法</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 通常の監督事務を通じた経営管理（ガバナンス）態勢の検証</p> <p>① 経営管理（ガバナンス）態勢については、上記（1）①～③のヒアリングに加え、例えば、免許審査、取締役、執行役、監査役、監査委員及び会計監査人の選任・退任届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢の有効性について検証することとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>Ⅲ－１－３ 監督手法</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 通常の監督事務を通じた経営管理（ガバナンス）態勢の検証</p> <p>① 経営管理（ガバナンス）態勢については、上記（1）①～③のヒアリングに加え、例えば、免許審査、取締役、執行役、監査役、監査委員、<u>監査等委員</u>及び会計監査人の選任・退任届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書の受理、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理（ガバナンス）態勢の有効性について検証することとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>Ⅲ－１－４ 監督上の対応</p> <p>(中略)</p>	<p>Ⅲ－１－４ 監督上の対応</p> <p>(中略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理（ガバナンス）態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき経営管理（ガバナンス）態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③<u>監査役設置会社と委員会設置会社</u>の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(3) 銀行の常務に従事する取締役・執行役及び監査役・監査委員が、Ⅲ-1-2-1(2)⑬、Ⅲ-1-2-2(1)⑧、Ⅲ-1-2-2(3)⑧、Ⅲ-1-2-1(3)⑦及びⅢ-1-2-2(2)④に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役・監査役・監査委員の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役・監査役の選任議案の決定プロセス等又は執行役・監査委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理（ガバナンス）態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき経営管理（ガバナンス）態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③<u>監査役会設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社</u>の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(3) 銀行の常務に従事する取締役・執行役又は監査役・監査委員・監査等委員が、Ⅲ-1-2-1(2)⑬、Ⅲ-1-2-2(1)⑧、Ⅲ-1-2-2(3)⑧、Ⅲ-1-2-3(2)⑬、Ⅲ-1-2-1(3)⑦、Ⅲ-1-2-2(2)④、又はⅢ-1-2-3(3)⑤に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての銀行の認識、及び取締役・監査役・監査等委員の選任議案の決定プロセス等又は執行役・監査委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第24条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>
<p>(注) Ⅲ-1-2-1(2)⑬、Ⅲ-1-2-2(1)⑧、Ⅲ-1-2-2(3)⑧、Ⅲ-1-2-1(3)⑦及びⅢ-1-2-2(2)④に掲げる取締役・執行役・監査役・監査委員の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各銀行の取締役・執行役・監査役・監査委員の選</p>	<p>(注) Ⅲ-1-2-1(2)⑬、Ⅲ-1-2-2(1)⑧、Ⅲ-1-2-2(3)⑧、Ⅲ-1-2-3(2)⑬、Ⅲ-1-2-1(3)⑦及びⅢ-1-2-2(2)④、又はⅢ-1-2-3(3)⑤に掲げる取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の知識・経験及び社会的</p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役・監査役の選任議案の決定又は執行役・監査委員の選任に当たっては、まずは銀行自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役・執行役・監査役・監査委員個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役・監査役・監査委員の選任届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式1-1、1-1の2、4-10-1-1～4-10-3-2 参照）。</p>	<p>信用に係る着眼点は、各銀行の取締役・執行役・監査役・監査委員・<u>監査等委員</u>の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第7条の2に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役・監査役・<u>監査等委員</u>の選任議案の決定又は執行役・監査委員の選任に当たっては、まずは銀行自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における取締役・執行役・監査役・監査委員・<u>監査等委員</u>個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役・監査役・監査委員・<u>監査等委員</u>の選任届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編 様式1-1、1-1の2、4-10-1-1～4-10-3-2、<u>4-10-5-1、4-10-5-2</u>参照）。</p>
<p>(4) 銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第27条に基づき取締役・執行役・監査役・監査委員・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。</p>	<p>(4) 銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、銀行の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員・<u>監査等委員</u>の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第27条に基づき取締役・執行役・監査役・監査委員・<u>監査等委員</u>・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。</p>
<p>Ⅲ-3-7 システムリスク Ⅲ-3-7-1 システムリスク Ⅲ-3-7-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等 ①～③ 略 ④ 代表取締役及び取締役（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p>	<p>Ⅲ-3-7 システムリスク Ⅲ-3-7-1 システムリスク Ⅲ-3-7-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等 ①～③ 略 ④ 代表取締役及び取締役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後										
<p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p>	<p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p>										
<p>【様式・参考資料編】 (新設)</p>	<p>【様式・参考資料編】 <u>監査等委員の選退任</u> <u>別紙様式4-10-5-1（事前届出）</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;"><u>監 査 等 委 員 選 退 任 届 出 書</u></p> <p>監査等委員の $\left\{ \begin{array}{l} \text{選 任} \\ \text{退 任} \end{array} \right\}$ がありますので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1167 1034 2069 1251"> <tr> <td>監査等委員(候補者)の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選 退 任 予 定 日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 「職名」欄は、選任しようとする場合は新職名、退任しようとする場合は最終職名を記載すること 2 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること 3 選任しようとする場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、監査等委員が、銀行法第7条の2に規定する「銀行の取締役の職務の執行の監</p>	監査等委員(候補者)の氏名		職 名		新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)		選 退 任 予 定 日	年 月 日 ()	理 由	
監査等委員(候補者)の氏名											
職 名											
新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)											
選 退 任 予 定 日	年 月 日 ()										
理 由											

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後										
<p>(新設)</p>	<p><u>査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験</u>を有すること、及び「<u>十分な社会的信用</u>」を有し、かつ、<u>その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等</u>）を添付すること</p> <p>監査等委員の選退任 別紙様式4-10-5-2（やむを得ず事後届出となる場合）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">監 査 等 委 員 選 退 任 届 出 書</p> <p>監査等委員の { 選 任 } がありましたので、銀行法第53条第1項第8号及び同法施行規則第35条第1項第3号の2の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1164 1043 2069 1366"> <tr> <td>監 査 等 委 員 の 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選 退 任 日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td>(事後届出となった理由) (選退任の理由)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 「職名」欄は、選任があった場合は新職名、退任があった場合は最終職名を記載すること</p>	監 査 等 委 員 の 氏 名		職 名		新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)		選 退 任 日	年 月 日 ()	理 由	(事後届出となった理由) (選退任の理由)
	監 査 等 委 員 の 氏 名										
職 名											
新 任 ・ 再 任 の 別 (選 任 の 場 合)											
選 退 任 日	年 月 日 ()										
理 由	(事後届出となった理由) (選退任の理由)										

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
	<p>2 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となった理由及び選退任の理由を、特に選任があった場合には、当該者を選任した理由を具体的に記載すること</p> <p>3 選任があった場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、監査等委員が、銀行法第7条の2に規定する「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること</p>